



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 ニ チ ア ス 株 式 会 社  
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 武 井 俊 之  
 コード番号 5 3 9 3 (東証 第一部)  
 問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 富 田 雅 行  
 管理本部長  
 電 話 番 号 ( 0 3 ) 4 4 1 3 - 1 1 1 1  
 (URL) (<http://www.nichias.co.jp>)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第199期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律90号)において、定款に定めることにより、業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結できることになりました。つきましては、これらの取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約に関する定款第24条および第30条の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款24条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線部分であります。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| 第24条 (取締役の当会社に対する損害賠償責任の減免)<br><省略><br>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間で、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 | 第24条 (取締役の当会社に対する損害賠償責任の減免)<br><第1項は現行どおり><br>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、 <u>任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 |
| 第30条 (監査役の当会社に対する損害賠償責任の減免)<br><省略><br>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間で、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 | 第30条 (監査役の当会社に対する損害賠償責任の減免)<br><第1項は現行どおり><br>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間で、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。                             |

#### 3. 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上